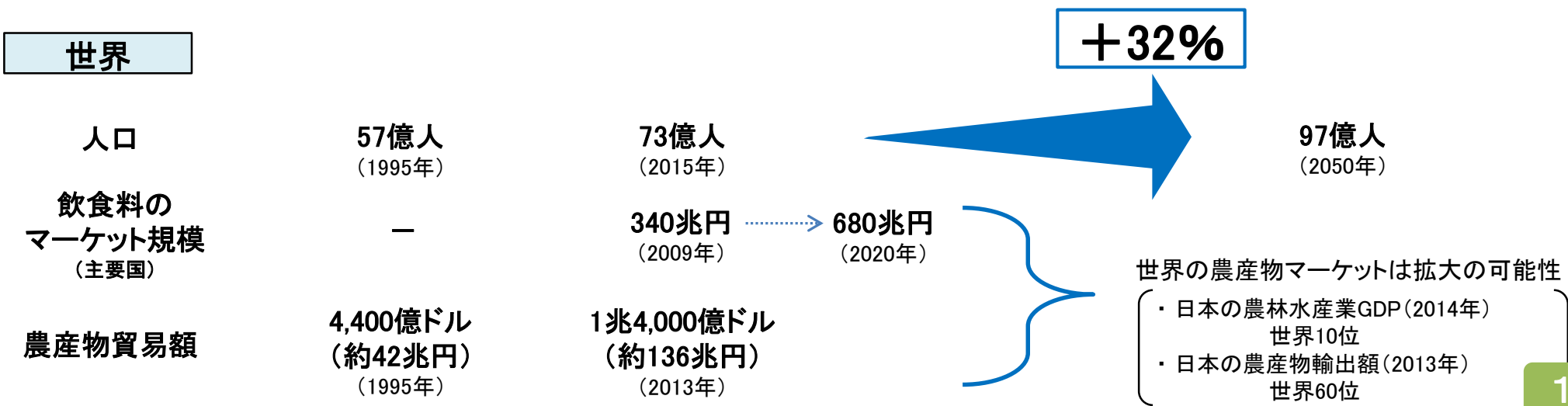
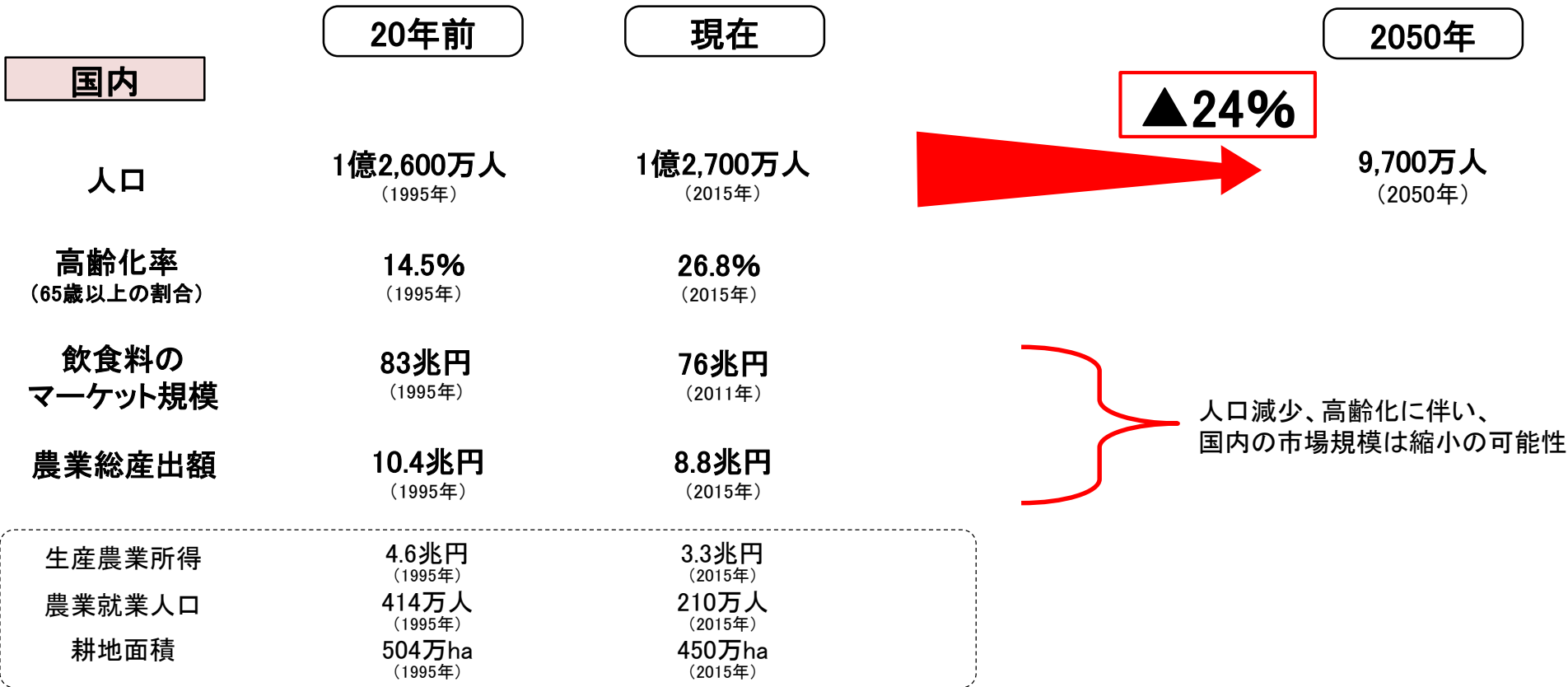
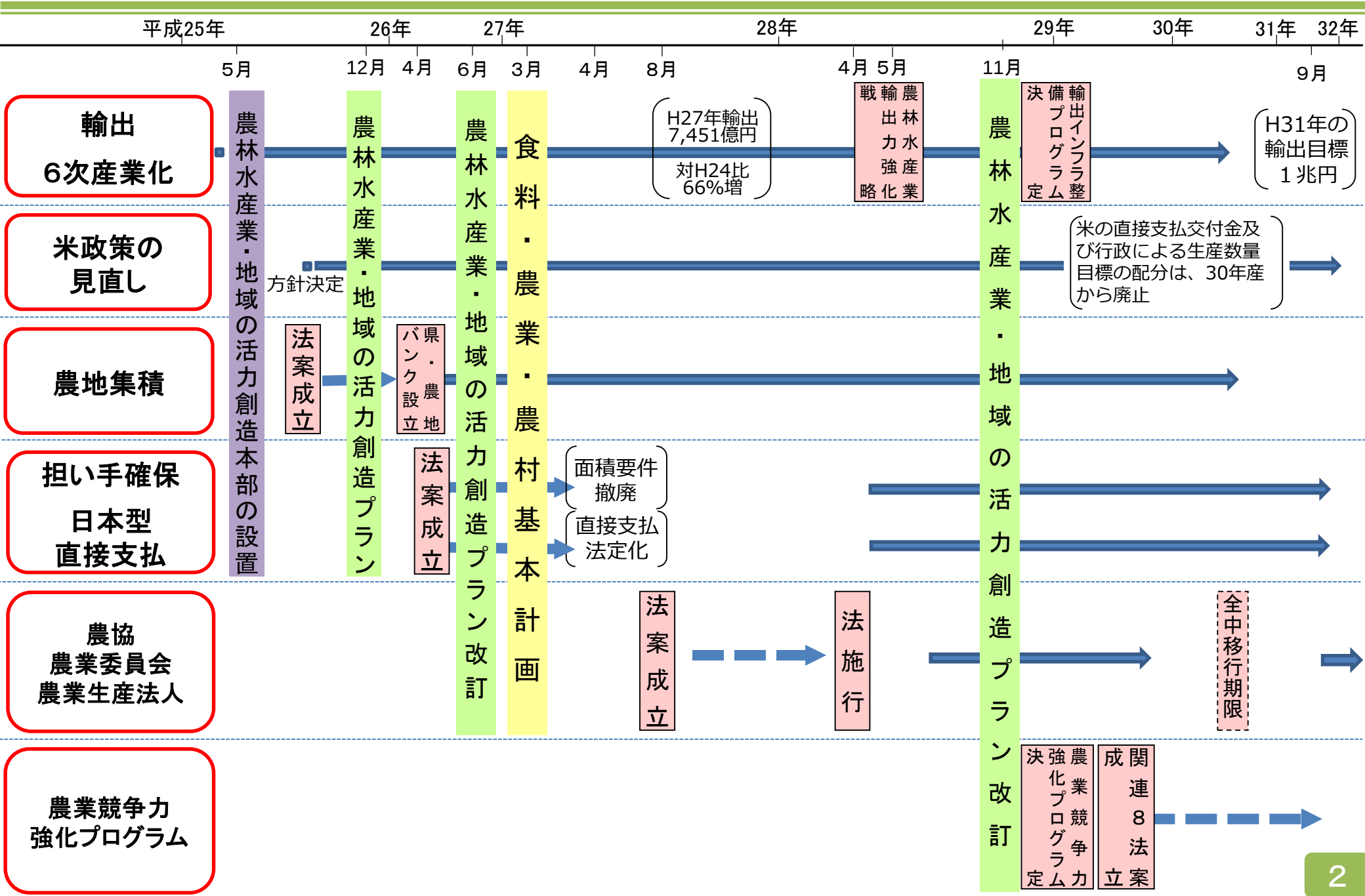


最近の農政改革への取組について

平成 2 9 年 7 月



近年の農政改革への取組の全体像



我が国農政の基本姿勢

- 平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、産業政策と地域政策を車の両輪とする農政改革を実施。
- 平成28年11月には「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、農業者の努力によってのみでは解決できない構造的な問題を解決し、農業者が自由に経営できる環境を整備するため、13項目の改革を示したところ。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」 (H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂)

「食料・農業・農村基本計画」 (H27.3改訂)

産業政策：農林水産業の成長産業化

生産現場の強化

- 農地中間管理機構の創設
- 米政策の見直し
- 農協・農委等の改革の推進
- 経営所得安定対策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設
- 人口減少社会における農山漁村の活性化

多面的機能の維持・発揮

需要フロンティアの拡大

- 新たな国内ニーズへの対応
- 日本食材の活用推進
食文化・食産業の海外展開
農林水産物・食品の輸出等による輸出拡大
- 食の安全と消費者の信頼の確保
- ICTを活用したスマート農業の推進
- 6次産業化の推進

バリューチェーンの構築

地域政策：美しく活力ある農山漁村の実現

「総合的なTPP関連政策大綱」 (H27.11決定)
※ 農林水産業分野

体質強化対策

(攻めの農林水産業への転換)

経営安定対策

(経営安定・安定供給のための構え)



「農業競争力強化プログラム」 (H28.11決定)

- ・ 農業者が自由に経営展開できる環境の整備
 - ・ 農業者の努力では解決できない構造的な問題の解決を通じて、更なる農業の競争力強化を実現する
- | | |
|--------------|---------------|
| ● 生産資材価格の引下げ | ● 収入保険制度の導入 |
| ● 流通・加工構造の改革 | ● 人材力の強化 |
| ● 生乳流通改革 | ● 戦略的輸出体制の整備等 |
| ● 土地改良制度の見直し | |

「強く豊かな農林水産業」と
「美しく活力ある農山漁村」を実現

林業の成長産業化 ・ 水産日本の復活

農地中間管理機構とは

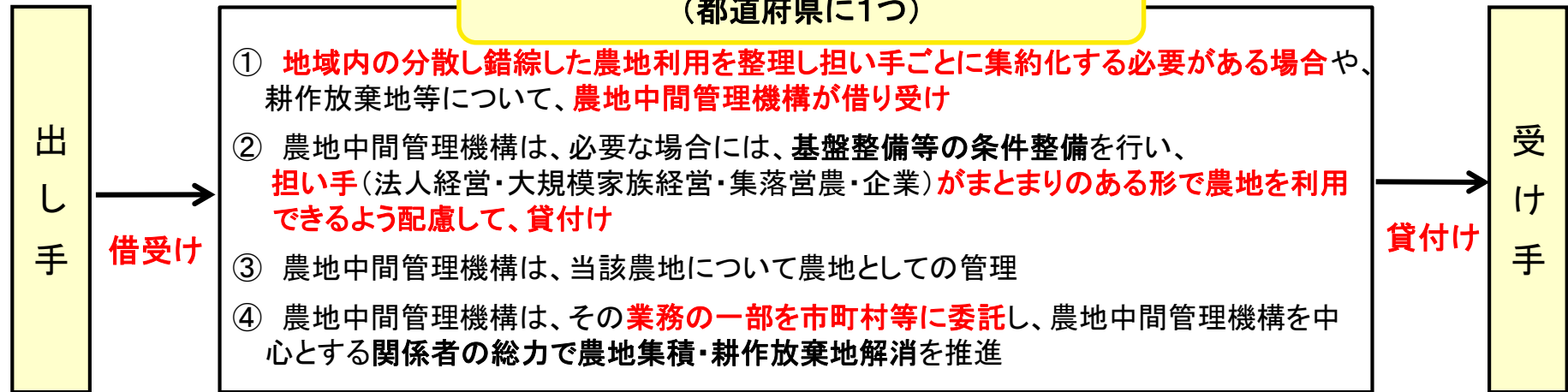
目 標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**（農地の集積・集約化でコスト削減）

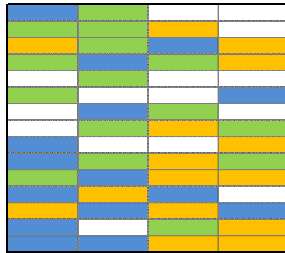
政策の展開方向

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク）
（都道府県に1つ）



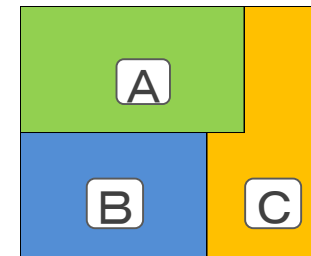
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約（イメージ）



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

平成28年度の担い手への農地集積の状況

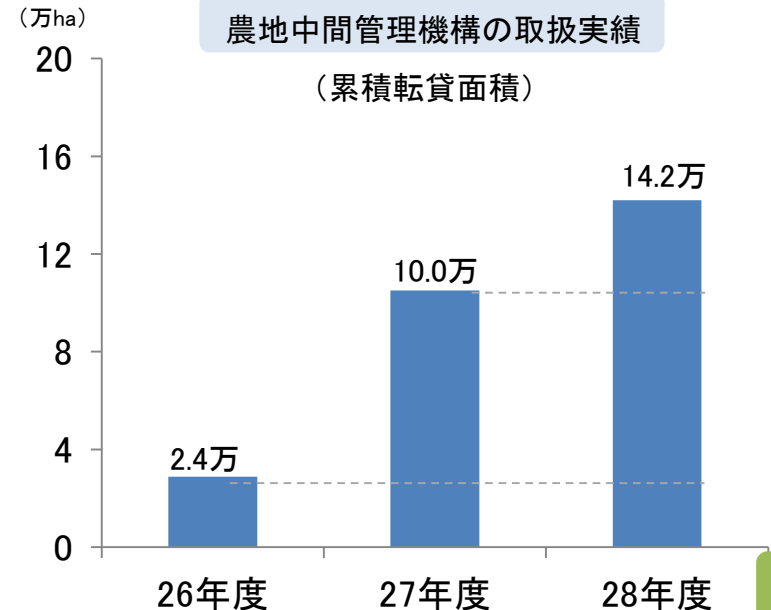
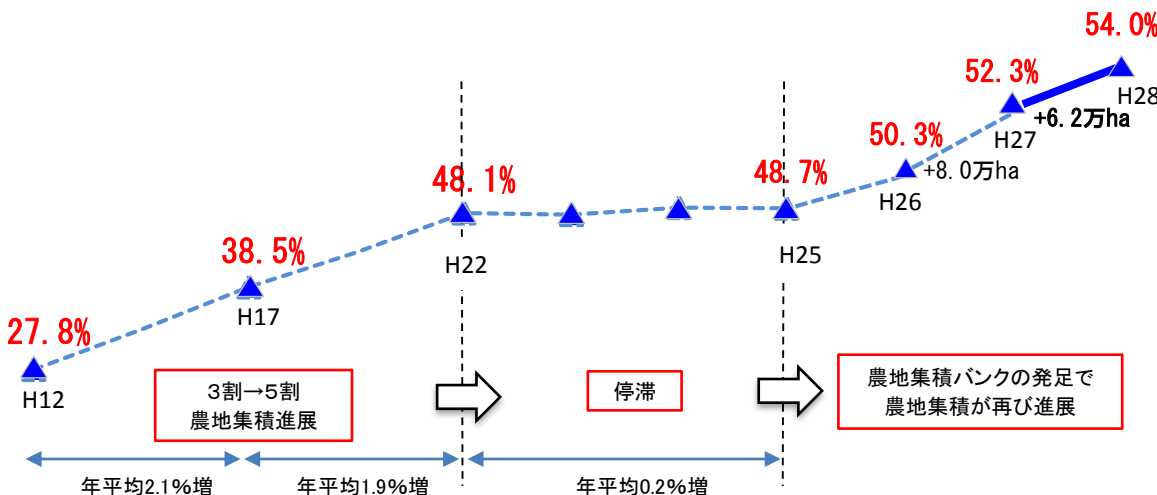
- 農地中間管理機構が活動を開始した平成26年度以降、担い手の利用面積（機構以外によるものを含む。）のシェアは再び上昇に転じ、28年度には6.2万ha増加。35年度目標（シェア8割）の達成に向け、更なる加速化が必要。
- 機構については、27年度までは容易に実績につなげられるケースを中心に活用されてきたが、これが一巡。28年度は集積に向けた新たな取組の掘り起こしが必要となっていたが、これが必ずしも十分でなかったところ。
- このため、今後は、
 - ① 農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化
 - ② 土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携の強化
 - ③ 機構事業の手続の煩雑さの解消など5年後見直しに向けた検討
 - ④ 所有者不明土地問題についての政府全体としての検討の推進などを通じて機構の取組を更に加速化していく。

全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア
（機構以外によるものを含む）

目 標
（H35年に8割）

（万ha）

農地中間管理機構の取扱実績
（累積転貸面積）



新たな米政策の在り方

生産者や集荷業者・団体が、自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を進めることが重要であり、行政・生産者団体・現場が一体となって推進。国として、このための環境整備を進めるとともに、平成30年産から、行政による生産数量目標の配分を廃止。

<これまで>

○ 生産数量目標の配分

主食用米の需要が減少傾向。(一人当たり消費量:昭和37年 118kg → 平成27年 55kg)

これに即して、国は都道府県別の生産数量目標を配分し、行政が個々の農業者に主食用米の生産数量目標を配分。



<今後の方向>

○ 行政による生産数量目標の配分を廃止

行政による生産数量目標の配分は、平成30年産から廃止し、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える環境を整備

→ **生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を推進**



(環境整備)

- ・ 現在国が提供している全国ベースの主食用米の需給情報に加え、よりきめ細かい県レベルでの販売進捗や在庫情報、価格情報を提供
- ・ 中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進 等



生産者が、需要をみながら、どのような米を、いくら作るかなど、生産する量や作付方針を自ら決められるようにすることで、生産者の経営の自由度を拡大



経営所得安定対策等について

- 経営所得安定対策のうち米の直接支払交付金については、全ての販売農家を対象に一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、29年産限りで廃止。
- ゲタ対策、ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金は30年産以降も実施。

＜これまでの制度内容＞

戸別所得補償制度として平成22年度から導入

◆米の直接支払交付金

- 全ての販売農家を対象に、米もコスト割れしているとして補填。
(10a当たり1.5万円)

担い手経営安定法に基づき平成19年度から導入

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件格差から生ずる不利(コスト割れ)を補填。
(麦、大豆等の畑作物が対象)

◆米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

- 生産者の拠出を伴うセーフティーネットとして、収入の減少の影響を緩和(基準収入から下がった分の9割を補填)。

◆水田活用の直接支払交付金

- 水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

＜平成30年度以降の内容＞

● **平成30年産から廃止。**

激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を削減した上で、29年産までの時限措置として実施してきた。

● **平成30年産以降も継続して実施。**

農協改革の法制度の骨格

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法制度の骨格

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
 - **理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロ**とすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
 - **農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元**に充てることを規定する【経営目的の明確化】
 - 農協は、農業者に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
 - 地域農協の**選択により**、組織の一部を**株式会社や生協等に組織変更**できる規定を置く

法制度の骨格

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、**一般社団法人に移行する**
- 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、**公認会計士監査を義務付ける**

都道府県中央会

- 現在の特別認可法人から、**農協連合会**（自律的な組織）に**移行する**

全農

- その**選択により**、**株式会社に組織変更**できる規定を置く

連合会

- 会員農協に**事業利用を強制してはならない**ことを規定する

○ 民間の意欲的な取組への支援

1. 市場を知る、市場を耕す (ニーズの把握・需要の掘り起し)

- 現地のニーズを継続して把握し、情報をまとめて、提供する
- ・ 情報をJETROに一元的に集約・提供
- プロモーションを統一的、戦略的に行う
- ・ 「国・地域別イベントカレンダー」を作成
- 多様な方法でプロモーションを行う
- ・ トップセールスや大型イベントの機会の活用
- 日本文化・食文化と一体として、売り込む
- ・ 日本食や食文化等を発信する機能を持つ施設の設置・運営を支援
- インバウンドを輸出に結び付ける
- ・ 外国人旅行者に農山漁村や日本食・食文化を体験してもらう取組等を拡大し、海外へ発信

2. 農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ (販路開拓、供給面の対応)

- 輸出についての相談をしやすいとする
- ・ JETROと農林水産省の相談体制の強化
- 農林漁業者や食品事業者と貿易のプロを結びつける
- ・ 海外バイヤーを国内の卸売市場や産地等に招聘しつつ商談会を開催
- 様々な販売ルート、販売手法を提案する
- ・ 海外に産直市場を設置し、生産者が直接輸出する取組を支援
- 海外ニーズにマッチして、生産する
- ・ ジャパンブランド定着のため、リレー出荷・周年供給体制を整備
- 海外輸入規制に適合して、生産する
- ・ 輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入

3. 生産物を海外に運ぶ、海外で売る(物流)

- 安く運ぶ
- ・ 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化
- ・ 最新の鮮度保持輸送技術の普及の促進・新規技術開発
- より多く、品質を守って、運ぶ
- ・ 成田空港と那覇空港の貨物エリアの整備・拡大
- 中小事業者が売りやすくする
- ・ 卸売市場について、海外バイヤー等に施設を開放

4. 輸出の手間を省く、障壁を下げる (輸出環境の整備)

- 輸出手続の手間を省く、輸出の障壁を下げる
- ・ 規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化するため、内閣官房に「輸出規制等対応チーム(仮称)」を設置
- 国際規格・認証をとる、本物を守る、イスラム市場に打って出る
- ・ GLOBAL G.A.P.などの国際的な認証取得の推進、日本発の国際的に通用する民間の規格・認証の仕組みの構築

5. 戦略を確実に実行する (推進体制)

- 輸出戦略の実行をチェックし、更に進める
- ・ 輸出戦略実行委員会において、輸出戦略に基づく実行状況等の検証
- 主要輸出先国で官民一体となった輸入促進体制をつくる
- ・ 在外公館、輸出業者等が協力して課題解決に取り組む体制を検討

○ 意欲ある農林漁業者や食品事業者へのメッセージ

国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略

- ・ それぞれの国・地域ごとに、現地の消費者の嗜好、日本や他国からの輸入の状況などを分析し、輸出拡大に向けた課題と具体的な取組を示した「国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略」を策定

品目別の輸出力強化に向けた対応方向

- ・ 米、青果物、茶、畜産物、水産物などについて品目別に輸出を目指す場合の課題と今後の取組の方向を示した「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」を策定

プログラムの位置づけ

- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、農林水産物・食品の年間輸出額の平成31年（2019年）1兆円達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めることとされたことを踏まえ、策定するもの。

プログラムのポイント

1. 輸出インフラ整備の考え方と重点方針

(1) ハード面のインフラ整備

- 以下の機能を重視。
 - ・ 輸出先の植物検疫・食品規制・衛生基準に適合する生産・加工・集荷
 - ・ 品質や鮮度を保ちタイミング良く送り出す保管・梱包・積み出し
- 拠点の機能向上に向け、施設整備と一体的にソフト面の対策を実施。
 - ・ 積替えや再梱包の手間・コストを抑えて運搬するための集約化
 - ・ より短時間での輸出関連手続のワンストップ化・迅速化の実現

	ハード面の整備	施設整備と一体的に行うソフト面の対策
生産・加工 ・集荷拠点	・ 高水準な衛生管理体制の整備 ・ 海外への長期輸送に対応可能なパッキング設備の整備 等	・ GAP・HACCP等に対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための高品質化や生産コスト低減 等
物流拠点	・ コールドチェーンの確保に向けた荷さばき所や一時保管庫の整備 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化に対応できる輸出用コンテナを積載可能なコンテナヤードや高水準な衛生管理が可能な加工処理施設の整備 等	・ 海外へ出荷する拠点として必要な集荷力の強化 ・ 輸出関連手続きのワンストップ化 ・ HACCPに対応した施設・体制を構築・運営するための人材育成 ・ 海外産に対する競争力強化のための物流コスト低減 等
海外拠点	・ 海外における日本産品の産直市場の整備 等	・ 海外の卸・小売事業者、飲食店との取引関係の構築 ・ 海外の消費者への日本食品・食材の情報発信・販売 等

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
- 制度・手続面の整備・改善

2. 当面の具体的な整備案件

(1) ハード面のインフラ整備（当面41ヶ所を整備（施設、場所、輸出産品・輸出先を記載））

(2) 輸出サポート体制等の整備（ソフト面のインフラ整備）

- 事業者等へのサポート体制の整備
 - ・ 輸出拡大に向けたオールジャパンのブランディング・プロモーション・サポート体制の整備
 - ・ 海外のニーズを踏まえた産品を取りまとめて輸出する地域商社等の取組の促進
 - ・ 輸出先国の規制に対応するための産地等への技術的サポート体制の整備 等
- 制度・手続面の整備・改善
 - ・ 規格・認証や知的財産に関する制度の活用
 - ・ 輸出関連手続きの改革 等

日本食品海外プロモーションセンターについて

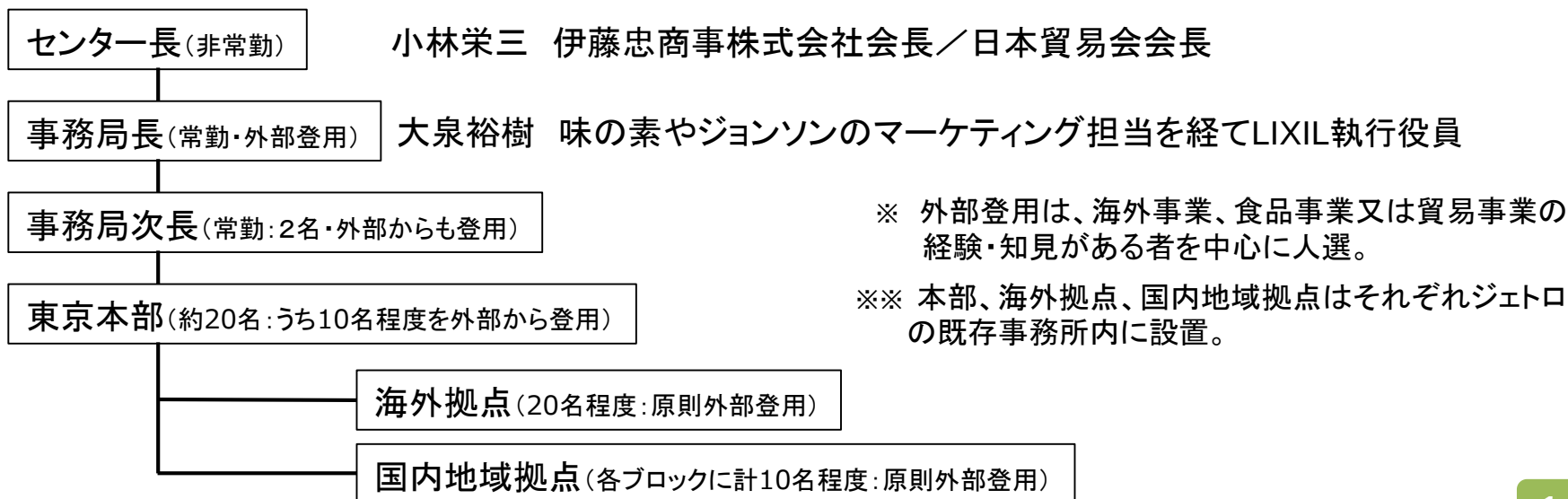
- 昨年11月に決定した「農業競争力強化プログラム」において、農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版S O P E X A」を創設することとされた。
- これを踏まえ、本年4月1日に「日本食品海外プロモーションセンター」（略称：JFOODO（ジェイフドー））を日本貿易振興機構（JETRO（ジェトロ））の一組織として新設。

【ロゴマーク】



- 名称 : 日本食品海外プロモーションセンター
- 英語名 : The Japan Food Product Overseas Promotion Center
- 略称 : JFOODO（ジェイフドー）
*「風土」に加え、食の「道」を連想させるもの

【体制】



農業競争力強化プログラムについて

2050年の社会

○ 国内の食市場は縮小

- ・ 高齢化の進展
26.7% (2015年)
→ 38.8% (2050年)

- ・ 人口減少
1億2,700万人 (2015年)
→ 9,700万人 (2050年)

○ 世界のマーケットは拡大

- ・ 人口増加
73億人 (2015年)
→ 97億人 (2050年)
- ・ 輸出はもっと拡大できる
農林水産業GDP : 世界10位
(2014年)
農産物輸出額 : 世界60位
(2013年)

農業競争力強化プログラム

生産資材価格の引下げ

- ・ 過剰供給や寡占など適正な競争状況の欠如
- ・ 生産資材価格の引下げに向けて
 - ・ 生産資材業界の再編や新規参入の推進
 - ・ 法規制や制度運用 (施肥基準や銘柄等)の見直し 等を実践

全農の自己改革

- 生産資材の買い方の見直し
 - ・ 入札等による生産資材の有利調達
 - ・ 外部人材の登用等により生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織へ

- ・ 農業者の自由な経営環境の整備
- ・ 農業者の努力では解決できない構造的問題の解決

流通・加工構造の改革

- ・ 複数の事業者が介在する多段階構造
- ・ 効率的・機能的な流通・加工構造に向けて
 - ・ 実需者への直接販売ルート拡大
 - ・ 中間流通の合理化の推進 等を実践

土地改良制度の見直し

- ・ 担い手への農地の集積を進める必要
- ・ 農地バンクが借り入れている農地を農家負担を求めずに整備し、担い手に転貸する仕組みを創設

収入保険の導入

自由な経営判断に基づく経営発展に向けて農業経営のセーフティネットを整備

人材力の強化

- ・ 次世代を担う農業者の確保・育成が急務
- ・ 営農しながら経営を学ぶ農業経営塾の本格稼働
- ・ 生産現場のニーズに即した研究体制の構築や生産基盤強化 (ICT活用等)
- ・ 国家戦略特区において外国人材受入れ等を実施

- 農産物の売り方の見直し
 - ・ 実需者への直接販売ルートの確保
 - ・ 委託販売から買取販売への転換
 - ・ 輸出先国毎に商社と連携した販売体制の構築

戦略的な輸出体制の整備

- ・ JF00D0 (ブランディング・プロモーション・事業者サポートを行う新たな組織) の創設
- ・ 国際的に通用する認証枠組みの整備に向けたJAS制度の改正
- ・ GAP認証取得の推進 等を実施

原料原産地表示の導入

全ての加工食品へ原料原産地表示を導入

生乳の流通改革

生乳の出荷先等を農協以外にも自由に選べる環境の整備 等を実施

(その他)

農村の就業構造の改善 等



今国会にて8本の関連法案が成立

農業の競争力強化による農業者の所得向上

農業競争力強化プログラムの実施のための法整備

農業競争力強化プログラム

(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要。

このため、生産から流通・加工、消費にわたる13項目の構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現。

これらの改革を着実に実現するため、以下の法案を今通常国会へ提出

- ・ 生産資材価格の引下げ
- ・ 流通・加工構造の改革

農業競争力強化支援法案【5月12日成立】

- ・ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等
- ・ 農業生産に関連する事業の再編等を促進するための措置等

農業機械化促進法を廃止する等の法律案【4月14日成立】

主要農作物種子法を廃止する法律案【4月14日成立】

- ・ 土地改良制度の見直し
- ・ 農村の就業構造の改善

土地改良法等の一部を改正する法律案【5月19日成立】

- ・ 農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業の円滑化等

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案【5月26日成立】

- ・ 農村地域への導入を促進する産業の業種の拡大等

- ・ 戦略的輸出体制の整備

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案【6月16日成立】

- ・ 農林水産業の国際競争力の強化を図るための J A S 規格の制定範囲の拡大等

- ・ 生乳の生産・流通改革

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案【6月9日成立】

- ・ 加工原料乳を対象とする生産者補給交付金の交付対象となる事業者の範囲の拡大等

- ・ 収入保険制度の導入

農業災害補償法の一部を改正する法律案【6月16日成立】

- ・ 農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業の創設等

趣 旨

- 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要。
- このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。



法律の概要

国が講ずべき施策

1. 農業生産関連事業の事業環境の 整備
 - 規制・規格の見直し
 - 良質低廉な農業資材の開発の 促進
 - 農産物の消費者への直販の促進

等

2. 事業再編・事業参入の促進

3. 農業者への情報提供

- 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」

4. 定期的な施策の検討

- 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討

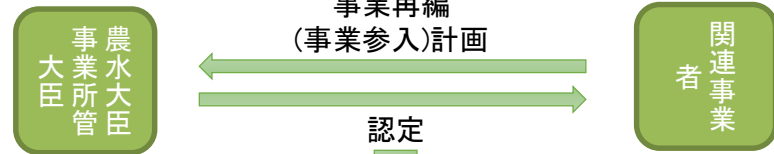
等

事業再編及び事業参入を促進するための措置

実施指針

対象事業の将来の在り方 等

計画認定



支援措置※

- ① 農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資
- ② 日本政策金融公庫の融資
- ③ 中小企業基盤整備機構の債務保証 等

※ このほか、計画認定を受けた事業者に対する税制特例(登録免許税、法人税等)

牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の概要①

生産者補給金の交付

1 生産者補給金等の交付対象者

- ・ 生産者補給金等の交付対象者(以下「対象事業者」)

- ① 生乳受託販売(委託を受けた生乳の販売等)又は生乳買取販売(買い取った生乳の販売等)の事業を行う者
- ② 自ら生産した生乳を乳業者に対し自ら販売する者
- ③ 自ら生産した生乳を加工して自ら販売を行う者

2 年間販売計画と交付対象数量

- ・ 生産者補給金等の交付を受けようとする対象事業者は、毎会計年度、生乳等の販売に関する計画(以下「年間販売計画」という。)を作成し、農林水産大臣に提出する。
- ・ 年間販売計画には、取り扱う生乳の生産される地域、用途別の販売予定数量等(年間計、月別)を記載する。
- ・ 農林水産大臣は、提出された計画が以下の基準に適合するものであると認める場合には、年間販売計画に記載のあった数量を参考に、対象事業者ごとの交付対象数量を算出し、通知する。

- ① 年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引であること
- ② 生産者補給金の交付業務を適正に行えること
- ③ 用途別取引を行っていること

3 生産者補給金等の交付等

- ・ 都道府県知事又は農林水産大臣は、対象事業者が取り扱った生乳のうち、加工原料乳の数量を認定するものとし、機構は、認定された数量(ただし対象事業者ごとの交付対象数量を超える場合は交付対象数量)に補給金単価を乗じた額を、生産者補給金等として交付する。
- ・ 交付対象数量の通知を受けた対象事業者は、販売実績、販売コストについて、農林水産大臣へ報告する。

4 生産者補給金の交付等

- ・ 生産者補給金等の交付を受けた対象事業者は、当該事業者が生乳の委託又は販売を行った者に対し、生産者補給金として交付する。
- ・ 生産者補給金等の交付を受けた対象事業者は、当該事業者が生乳の委託又は販売を行った者に対し、生乳販売に係る事項(販売実績、販売コスト)を報告する。

牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案の概要②

集送乳調整金の交付

1 対象事業者の指定

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、生乳受託販売又は生乳買取販売の事業を行う者であつて、以下の要件を満たすものを、その申請に基づき指定することができる（生乳生産者団体にあつては「指定生乳生産者団体」。一般事業者も含めた総称として「指定事業者」。）。

- ① 定款等で、正当な理由なく一又は二以上の都道府県の区域において、生乳の委託又は売渡しの申出を拒んではない旨が定められていること
- ② 業務規程において、集送乳に係る経費の算定方法等が基準に従い定められていること



対象事業者のうち要件を満たすものを指定

2 指定事業者に対する集送乳調整金の交付

- ・ 指定に係る地域内における集送乳が確実に行われるよう、機構は、指定事業者に対し、集送乳調整金の交付を行うことができるものとする。
- ・ 当該調整金の金額は、農林水産大臣が定める単価に、指定事業者が、その指定を受けた地域内で生産された生乳のうち、受託販売又は買取販売を行った加工原料乳の数量を乗じて得た額とする。

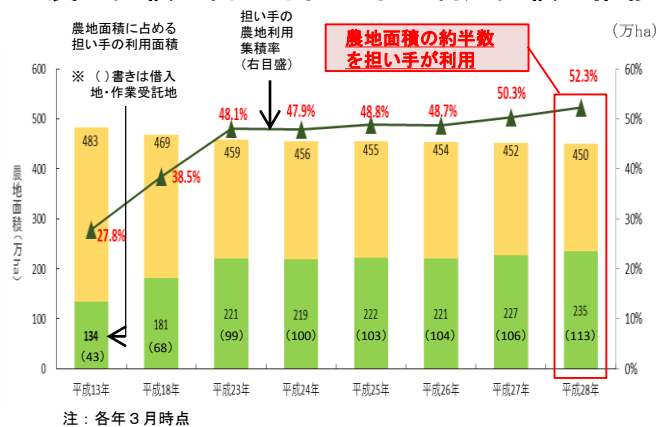
土地改良制度の見直し

○ ほ場整備事業

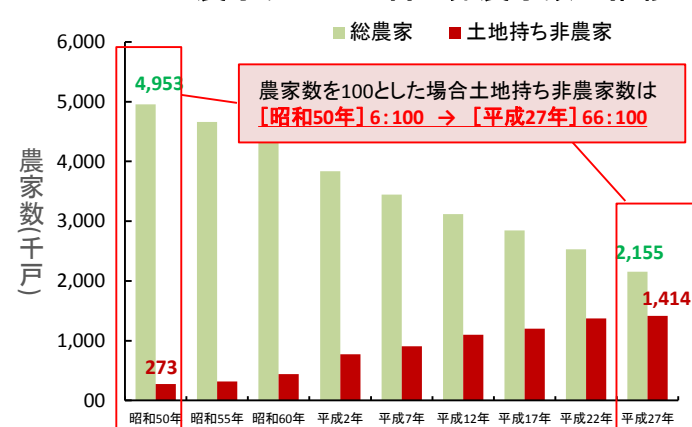
現状

- 土地改良法制定時（昭和24年）は、農家の構造は自作農中心（所有者と耕作者は基本的に同一）。その後、農村部における人口減少・高齢化の進行及び農地の耕作者への利用集積の推進により、現在では、農地の5割が担い手に集積。また、リース方式の浸透及び土地持ち非農家の増加により、所有者と耕作者は必ずしも同一ではなくなっている。

<農地面積に占める担い手の利用面積の推移>



<農家及び土地持ち非農家数の推移>



課題

- 平成35年度までに農地の8割を担い手に集積することが政府全体の目標となる中で、農地中間管理機構が借り受けた農地の基盤整備を迅速に行い、担い手への農地の集積・集約を加速化する必要。

見直しのポイント

- 農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備を実施できる制度を創設。

土地改良法等の一部を改正する法律の概要

背景

- 今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けは増加する見込み。その際、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。
一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
- 国土強靱化基本法を踏まえ、国・地方公共団体の判断による、農業用排水施設の耐震化事業の迅速な実施が求められている状況。土地改良施設の突発事故が年々増加。

⇒ 農用地の利用集積の促進、防災・減災対策の強化等に資するよう、土地改良制度の仕組みを見直すことが必要。

法律の概要

農用地の利用の集積の促進に関する措置

(土地改良法・農地中間管理事業法)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設

公共性・公益性の観点から、

- ① 農地中間管理機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあること
 - ② 農地中間管理機構の借入期間が相当程度あること
 - ③ 担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 事業実施地域の収益性が相当程度向上することを要件とする。
- 併せて、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

防災及び減災対策の強化に関する措置

(土地改良法)

- 農業用排水施設の耐震化を目的として国又は地方公共団体が急速に行う土地改良事業の創設

〔事業参加資格者の申請なく実施できることとし、その費用負担・同意は原則として不要〕
- 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化
- 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け

事業実施手続の合理化に関する措置

(土地改良法・水資源機構法)

- 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止
- 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化
- 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置

農業災害補償法の一部を改正する法律について

背景

- 現行の農業災害補償制度については、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない等の課題
- 農業の成長産業化を図るため、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る新たな保険制度を創設

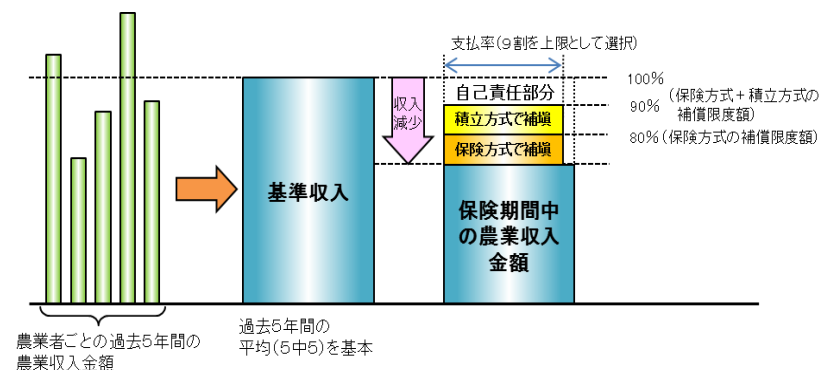
法律の概要

1. 法律名を「農業保険法」に変更

2. 農業経営収入保険事業の創設

- (1) 保険資格者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行う農業者
- (2) 保険期間中の農業収入金額が、基準収入の一定割合を下回った場合に、その下回った金額の一定割合の金額を支払う
- (3) 事業主体は、全国を区域とする農業共済組合連合会
- (4) 政府は、保険料・積立金の一部を国庫負担するほか、再保険を実施

※上記のほか、保険金額、保険料率、保険金の算定方法、保険期間、免責に関する規定等を整備



3. 農業共済事業の見直し

- (1) 農業をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、農作物共済について、当然加入方式を、任意加入方式に移行
- (2) 農業者が補償内容を選択できるよう、家畜共済を死傷共済と病傷共済に分離
- (3) 農業者負担の公平化に資するよう、共済掛金率を危険段階別に設定する方式を義務化

※ 上記のほか、今後の保険ニーズの変化に対応して、引受方式など事業の細目を弾力的に設定できるよう、原則を法律に規定し、細部は政省令に委任

(参考1) 卸売市場法の抜本的な見直しを含めた流通全体の構造改革

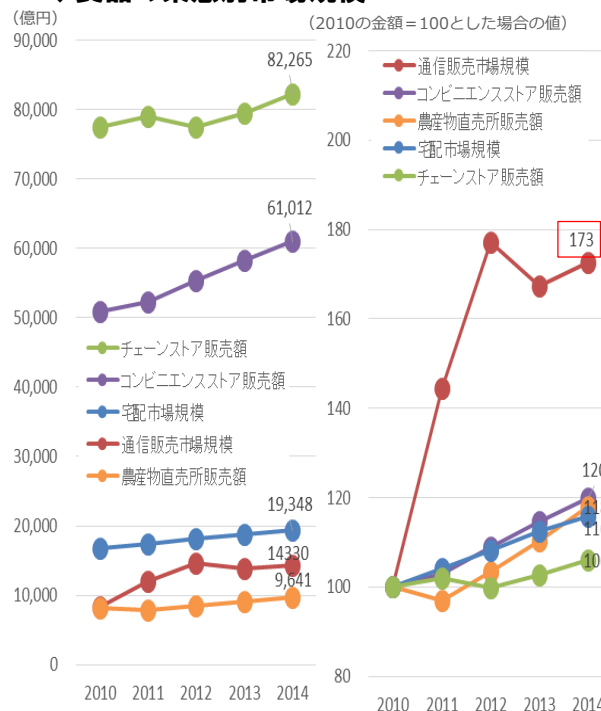
- 食品流通においては、インターネット通販、産地直売等の増加等により、流通の多様化が進展。
- 食品流通については、基本的に規制はなく、卸売市場にのみ様々な規制が課されている状況。
- この結果、卸売市場のシェアは低下しつつあることから、今後、消費者のニーズに応じつつ、生産者の所得向上に繋がるよう、卸売市場法の抜本見直しや、生産者と流通業者・製造業者との連携による付加価値向上など流通全体の構造改革を推進。

中央卸売市場の主な規制の現状

- 売買取引の方法（せり売、入札又は相対）
- 第三者販売（仲卸業者、売買参加者以外への販売）の原則禁止
- 商物の一致（当該市場内以外での生鮮食料品等の卸売の禁止）
- 受託拒否の禁止
- 代金決済の確保

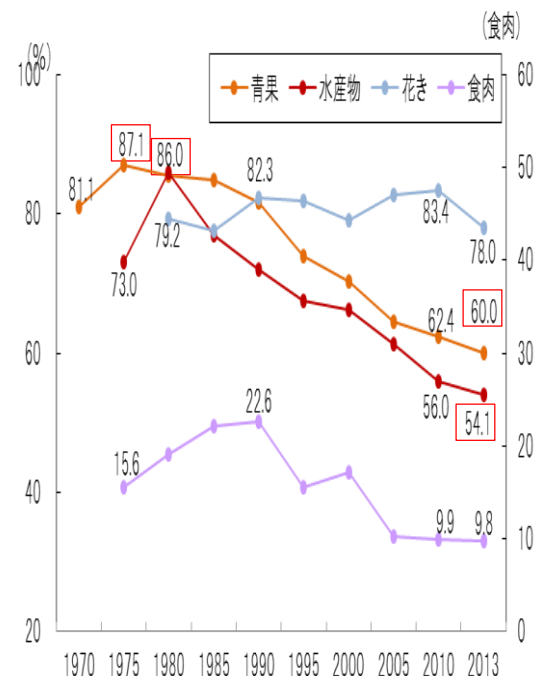
流通の多様化が進んでいる中、特に通信販売の伸びが顕著

◇食品の業態別市場規模



卸売市場のシェアは、青果、水産でピーク時に比べて2/3程度に低下

◇卸売市場のシェアの推移(重量ベース、推計)



資料：矢野経済研究所「食品宅配市場の展望と戦略」、日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計」、日本通信販売協会「通信販売企業実態調査報告書」、農林水産省「6次産業化総合調査」※2014は推計値

資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計
注：卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場は除く。)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

(参考2) TPP協定について (全体状況、主な品目の合意内容)

- 国内の農林水産業に悪影響を与えないよう粘り強く交渉を行い、農林水産物の約2割（18%）が関税撤廃の例外。（農林水産物の関税撤廃率は82%）
- 更に、合意内容を品目ごとにみても、重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

○ 各国の関税撤廃率（品目ベース）

国	全品目	農林水産物
日本	95%	82%
米国	100%	99%
カナダ	99%	95%
豪州	100%	100%
NZ	100%	100%
シンガポール	100%	100%
メキシコ	99%	97%
チリ	100%	98%
ペルー	99%	97%
マレーシア	100%	100%
ベトナム	100%	99%
ブルネイ	100%	100%

○ 主な品目の合意内容

品目	合意内容
米	• 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率（341円/kg）を維持</u>。 • その上で、既存のWTO枠（77万玄米トン）の外に、米国・豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 米 国： 5万実トン（当初3年維持）→ 7万実トン（13年目以降） 豪 州： 0.6万実トン（当初3年維持）→ 0.84万実トン（13年目以降）
小麦	• 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率（55円/kg）を維持</u>。 • 既存のWTO枠に加え、米国（15万ト、7年目以降）、カナダ（5.3万ト（同））、豪州（5万ト（同））に<u>SBS方式の国別枠を新設</u>。 • マークアップを9年目までに45%削減。
粗糖・精製糖等	• 現行の糖価調整制度を維持。
牛肉	• 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>（米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得）。 • 16年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>。 • 輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>（関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了）。
豚肉	• <u>差額関税制度を維持</u>するとともに、<u>分岐点価格（524円/kg）を維持</u>。 • 10年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>（従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税（4.3%）は撤廃）。 • 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>。
脱脂粉乳 バター	• <u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定</u>。（生乳換算で6万t（当初）→ 7万t（6年目以降））（最近の追加輸入量の範囲内で設定）

T P P 協定について（日本産農林水産物・食品の輸出）

- 牛肉、水産物など、**我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得。**
- **対世界輸出額の約3割を占める重要な市場**であるT P P 諸国で、**更なる輸出拡大**が期待。

○主要品目の対日関税の交渉結果

品目	国	市場アクセス	
		現行【EPA税率】	交渉結果
コメ	米国	1.4セント/kg	5年目撤廃
牛肉	米国	枠外26.4% 枠内（200トン、4.4セント/kg）	15年目撤廃 （無税枠：3,000トン（1年目）→6,250トン（14年目））
	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	枠外20～25% 枠内[6,000トン、2.0～2.5%]	10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
味噌	米国	6.4%	5年目撤廃
	ベトナム	20%	5年目撤廃
醤油	米国	3%	5年目撤廃
	ベトナム	30%[16.4%]	6年目撤廃
りんご	ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃
なし	米国	無税又は0.3セント/kg	即時撤廃
	カナダ	無税又は2.81セント/kg （ただし10.5%以上）	即時撤廃
茶	ベトナム	40%[22.5%]	4年目撤廃
チョコレート	米国	2%～（52.8セント/kg＋8.5%）	即時～20年目撤廃
	ベトナム	13～25%	5～7年目撤廃
切り花	米国	3.2%～6.8%	即時撤廃
	カナダ	無税～16%	即時撤廃

○ 農林水産物の輸出の重点品目

水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、青果物、牛肉、茶

○ 農林水産物・食品の輸出額の推移

